

岐阜県社会人バスケットボール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、岐阜県社会人バスケットボール連盟と称し(以下「本連盟」という。)
英文ではGifu Society Basketball Federation
(略称GSB)と表示する。

(加盟義務)

第2条 本連盟は、岐阜県の社会人バスケットボール競技界を代表する唯一の団体として、
公益財団法人 日本バスケットボール協会(以下「JBA」という。)及び一般財団法人
岐阜県バスケットボール協会(以下「GBA」という。)に加盟する。

(遵守義務)

第3条 JBA及びGBAの定款、基本規定及びこれに付随する諸規程等を遵守する義務
を負う。

(事務局)

第4条 本連盟は、事務局を理事会の指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本連盟は、GBA及び一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟と連携し
て、岐阜県における社会人バスケットボール競技界を統括し、岐阜県内のバスケットボ
ールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて岐阜県民の心身の健全な発展に
寄与する。

(事業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) チーム及び競技者の登録に関すること
- (4) その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第3章 組織等

(組織)

第7条 本連盟は、岐阜県内において、JBA及び本連盟の実施する事業に参加しようとするチーム及び本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

(加盟)

第8条 本連盟に加盟する場合は、本連盟の承認を得なければならない。

(登録)

第9条 本連盟に加盟するチームは、毎事業年度の当初において、チーム及び競技者等をJBA及び本連盟に登録しなければならない。

第10条 競技者等の追加登録は、本連盟の承認を得なければならない。また、承認された競技者等の競技への参加は、本連盟が承認した時点で認められる。

(チームの責務)

第10条の2 本連盟に加盟するチームは、第5条の目的を達成するため、JBA及び本連盟が実施する事業の運営等に協力する責務を負う。

(脱退)

第11条 加盟チームが本連盟を脱退する場合は、連盟に届出なければならない。

第4章 役員

(役員)

第12条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名
(4) 副理事長 若干名 (5) 理事 若干名 (6) 監事 2名

第13条 会長及び副会長は、理事会の推薦により、総会において承認する。

第14条 理事は、本連盟の推薦により選出された者及び理事会において推薦された者とし、会長が委嘱する。

第15条 理事長及び副理事長は、理事会において選任し、総会において承認する。

第16条 監事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第17条 理事及び監事は、就任時において満65歳未満でなければならない。

(任務)

第18条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、本連盟を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
(3) 理事長は、本連盟のすべての業務を総理する。
(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し又はその職務を行う。

(5) 理事は、本連盟の事業を分掌する。

(6) 監事は、本連盟の会計を監査する。

(任期)

第19条 役員の任期は、2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その補充をする。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

第20条 本連盟に、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において推薦し、総会において承認する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に依りて意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議)

第21条 本連盟の会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び総会開催時において本連盟に加盟したチームの代表者1名で構成する。

3 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

第22条 総会は、定期と臨時とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要に依りて会長が招集し開催する。

2 総会は、次の事項を決定又は承認する。

(1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 役員の承認

(4) 規約の改正 (5) その他重要事項

第23条 理事会は、必要に依りて理事長が招集し開催する。

2 理事会は、本連盟を運営し、第6条の事業を執行する。

第24条 会議の議長は、理事長がこれに当たる。

第25条 会議は、出席者の過半数をもって開催し、出席者の過半数をもって決定する。

ただし、可否同数の場合は、議長が決定する。

(専門委員会)

第26条 本連盟は、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、理事会の議決により第6条に定める事項を計画、調査、研究、処理する。

3 専門委員会に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第6章 会計

(経費)

第27条 本連盟の経費は、会費、事業収入、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 補 則

第29条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成29年12月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。